

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県規則第二十四号

#### 広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

「第一款 東京事務所（第八十五条―第八十八条）

第一款の二 削除

目次中 第二款 自治総合研修センター（第八十九条―第九十二条）を

第三款 消防学校（第九十三条―第九十四条の三）

第四款 削除

「第一款 消防学校（第八十五条―第八十八条）

第一款の二 東京事務所（第八十八条の二―第八十八条の五）に改める。

第二款 自治総合研修センター（第八十九条―第九十二条）

第三款及び第四款 削除

第二条第二項第一号中「部及び」を「危機管理監及び局並びに」に改める。

第五条を次のように改める。

（危機管理監の分課）

第五条 地方自治法第百五十八条第一項及び広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）第四条の規定により設置された危機管理監に、危機管理課及び消防保安課を置く。

第六条の見出し中「部」を「局」に改め、同条の表以外の部分中「第二項並びに広島県部設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）」を「広島県局設置条例」に、「部に」を「局に」に、「局」を「部」に、「室」を「課」に改め、同条の表を次のように改める。

局名	部名	課名
総務局	総務管理部	総務課、人事課、行政管理課、福利課
	財務部	財政課、財産管理課、営繕課、税務課、情報政策課
	秘書広報部	秘書課、国際課、広報広聴課
企画振興局	政策企画部	分権改革課、政策企画課、統計課
	地域振興部	地域政策課、市町行財政課、新過疎対策課
	研究開発部	研究開発課
環境県民局	総務管理部	環境県民総務課、県民文化課、消費生活課、人権男女共同参画課、県民活動課、学事課
	環境部	環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課、産業廃棄物対策課
健康福祉局	総務管理部	健康福祉総務課、こども家庭課、被爆者対策課
	保健医療部	医務課、医療政策課、医療保険課、健康対策課、生活衛生課、薬務課

		社会福祉部	地域福祉課、社会援護課、障害者支援課、高齢者支援課、介護保険課
	商工労働局	病院事業部	県立病院課
		総務管理部	商工労働総務課、労働福祉課、雇用人材確保課、職業能力開発課
		産業振興部	産業技術課、新産業課、経営支援課、金融課、企業立地課、観光課
	農林水産局	総務管理部	農林水産総務課、農業活性化推進課、団体検査課
		農水産振興部	農業技術課、農業経営課、農産課、畜産課、水産課
		農林整備部	農林整備管理課、農業基盤課、林業課、森林保全課
	土木局	総務管理部	土木総務課、建設産業課、用地課、技術企画課
		土木整備部	土木整備管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課
		空港港湾部	空港振興課、港湾管理課、港湾企画整備課

第六条に次の一項を加える。

2 地方自治法第五十八条第一項及び広島県局設置条例第二条の規定により設置された都市局に、都市事業管理課、都市企画課、都市整備課、建築課及び住宅課を置く。  
 第七条の表以外の部分中「部」を「局」に改め、同条の表を次のように改める。

局名	室名	分掌	事務
環境県民局	土地利用対策室	土地利用対策に関すること。	
	青少年対策室	青少年の健全育成に関すること。	
	交通安全対策室	交通安全対策に関すること。	
	地球環境対策室	地球環境対策に関すること。	

第七条の次に次の一条を加える。

(危機管理監各課の分掌事務)

第七条の二 危機管理監各課の分掌事務は、次のとおりとする。

危機管理課

- 一 危機管理監の庶務に関すること。
- 二 危機管理監各課の総合調整に関すること。
- 三 災害防止対策の総合調整に関すること。
- 四 危機管理の総合調整に関すること。(他の局課の所掌に属するものを除く。)
- 五 通信管理に関すること。
- 六 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に関すること。
- 七 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)に関すること。
- 八 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)に関すること。
- 九 防災航空センターに関すること。

- 十 広島県防災会議に関すること。
- 十一 広島県国民保護協議会に関すること。

#### 消防保安課

- 一 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に関すること。
- 二 消防の広域化に関すること。
- 三 火災予防事務に関すること。
- 四 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）に基づく危険物の取締りに関すること。
- 五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に関すること。
- 六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）に関すること。
- 七 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）に関すること。（土木局総務管理部用地課の所掌に属するものを除く。）
- 八 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）に関すること。
- 九 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）に関すること。
- 十 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に関すること。
- 十一 広島県石油コンビナート等防災本部に関すること。
- 十二 広島県消防学校に関すること。

第八条（見出しを含む。）中「総務部各室」を「総務局各課」に改め、同条総務管理局の部中「総務管理局」を「総務管理部」に改め、同部総務室の項を次のように改める。

#### 総務課

- 一 総務局の庶務に関すること。
- 二 部内各課の総合調整に関すること。
- 三 公印の管理に関すること。
- 四 総務事務の集中処理に関すること。
- 五 文書事務の総括に関すること。
- 六 文書の收受、発送及び整理保存に関すること。
- 七 重要文書の審査に関すること。
- 八 条例、規則、訓令等の公布に関すること。
- 九 広島県報の発行及び官報報告に関すること。
- 十 広島県法規集に関すること。
- 十一 当直に関すること。
- 十二 来庁者の案内に関すること。
- 十三 庁内の取締りに関すること。
- 十四 県法規の審査その他の法務の管理に関すること。
- 十五 公益法人等の指導監督の総合調整に関すること。
- 十六 庁用自動車の管理及び事故処理の総合調整に関すること。

十七 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）に関する事。

十八 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に関する事。

十九 地域事務所に関する事。（他局及び総務局中他課の所掌に属するものを除く。）

二十 広島県東京事務所に関する事。

二十一 広島県立図書館に関する事。

二十二 広島県公益認定等審議会に関する事。

二十三 一般行政事務の連絡調整及び他の局課の所掌に属しない事。

第八条総務管理局の部文書法制室の項を削り、同部人事室の項中「人事室」を「人事課」に改め、第十二号を第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 職員管理審議会に関する事。

第八条総務管理局の部人事室の項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の安全及び衛生の管理に関する事。

第八条総務管理局の部人事室の項に次の一号を加える。

十五 地方職員共済組合広島県支部診療所に関する事。

第八条総務管理局の部行政管理室の項中「行政管理室」を「行政管理課」に改め、同部福利室の項中「福利室」を「福利課」に改め、同部職員健康推進室の項を削り、同条財務局の部中「財務局」を「財務部」に改め、同部財政室の項中「財政室」を「財政課」に改め、同項第二号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同項第六号中「福祉保健部病院事業局県立病院室」を「健康福祉局病院事業部県立病院課」に、「公営企業部」を「企業局」に改め、同部財産管理室の項中「財産管理室」を「財産管理課」に改め、同項第六号中「都市部」を「都市局」に改め、同部営繕室の項中「営繕室」を「営繕課」に改め、同項第一号中「他局及び総務部中他室」を「他局及び総務局中他課」に改め、同部税務室の項中「税務室」を「税務課」に改め、第二十号を削り、第十九号を第二十号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 税務電算システムの運用管理に関する事。

第八条財務局の部税務室の項第二十二号中「（税務システム管理室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。

二十三 広島県固定資産評価審議会に関する事。

第八条財務局の部税務システム管理室の項を削り、同部情報政策室の項中「情報政策室」を「情報政策課」に改め、同条秘書広報局の部中「秘書広報局」を「秘書広報部」に改め、同部秘書室の項中「秘書室」を「秘書課」に改め、同部国際室の項中「国際室」を「国際課」に改め、同項第一号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同部広報室の項を次のように改める。

広報広聴課

- 一 広報に関すること。
  - 二 広聴の総合調整に関すること。
  - 三 報道機関との連絡に関すること。
  - 四 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）に関すること。
  - 五 個人情報保護法（平成十五年法律第五十七号）に関すること。
  - 六 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）に関すること。
  - 七 行政情報コーナーの運営に関すること。
  - 八 広島県情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
  - 九 広島県個人情報保護審議会に関すること。
- 第八条秘書広報局の部行政情報室の項を削る。  
第八条の二を次のように改める。

（企画振興局各課の分掌事務）

第八条の二 企画振興局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

政策企画部

分権改革課

- 一 企画振興局の庶務に関すること。
- 二 部内各課の総合調整に関すること。
- 三 地方分権改革の推進に関すること。
- 四 知事会議及び地方行政連絡会議に関すること。
- 五 庁議及び連絡会議に関すること。
- 六 企画振興局中他課の所掌に属しないこと。

政策企画課

- 一 重要施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。
- 二 企画振興局所掌の主要な行政施策に関する企画及び総合調整に関すること。
- 三 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）に関すること。
- 四 広島県総合計画審議会に関すること。

統計課

- 一 統計事務の総合調整並びに指導及び助言に関すること。
- 二 統計調査及び統計分析に関すること。
- 三 統計資料の編さんに関すること。
- 四 統計思想の普及に関すること。

地域振興部

地域政策課

- 一 部内各課の総合調整に関すること。
- 二 地域振興施策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。（新過疎対策課の所掌に属するものを除く。）

- 三 地域振興計画の策定に関する助言及び総合調整に関すること。
- 四 民活制度の調整に関すること。
- 五 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）に関すること。
- 六 総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）に関すること。
- 七 総合交通対策に関すること。
- 八 地方交通対策に関すること。
- 九 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）に関すること。

#### 市町行財政課

- 一 市町その他の地方公共団体の行財政運営に対する協力及び助言に関すること。
- 二 県と市町との間の行財政システムの改善に関する調査、検討及び推進に関すること。
- 三 市町の廃置分合及び境界変更に関すること。
- 四 新たに生じた土地の確認及び字名等の変更に関すること。
- 五 自治紛争の処理に関すること。
- 六 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第一百十九号）に関すること。
- 七 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に関すること。
- 八 市町の土地開発公社に関すること。
- 九 市町村職員共済組合の指導に関すること。
- 十 市長会、町村会その他の団体に関すること。
- 十一 自衛官の募集に関すること。
- 十二 市町の地方交付税の算定等に関すること。（総務局財務部税務課の所掌に属するものを除く。）
- 十三 市町その他の地方公共団体の起債及び広島県市町振興基金に関すること。（広島県市町振興基金については、資産の運用に関する事項を除く。）
- 十四 市町その他の地方公共団体の地方公営企業及び地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）に関すること。
- 十五 市町合併の推進に関する総合調整に関すること。
- 十六 市町合併の支援に関すること。
- 十七 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲に関する総合調整に関すること。
- 十八 市町その他の地方公共団体への事務権限の移譲の支援に関すること。
- 十九 県選挙管理委員会に関すること。

#### 新過疎対策課

- 一 新たな過疎対策に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。
- 二 中山間地域活性化対策の推進に関すること。
- 三 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に関すること。

四 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）に関する事。

五 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）に関する事。

六 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）に関する事。

七 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）に関する事。

八 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に関する事。

九 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に関する事。

#### 研究開発部

##### 研究開発課

広島県立総合技術研究所に関する事。

第八条の三を削る。

第九条（見出しを含む。）中「県民生活部各室」を「環境県民局各課」に改め、同条総務管理局の部中「総務管理局」を「総務管理部」に改め、同部県民生活総務室の項中「県民生活総務室」を「環境県民総務課」に改め、同項第一号中「県民生活部」を「環境県民局」に改め、同項第二号中「環境部」を「危機管理監」に改め、同項第三号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同項第四号中「主要な県民生活施策」を「環境県民局所掌の主要な行政施策」に改め、同項第五号中「県民生活部中他室」を「環境県民局中他課」に改め、同部文化・県民協働室の項中「文化・県民協働室」を「県民文化課」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号から第十五号までを三号ずつ繰り上げ、同部消費生活室の項中「消費生活室」を「消費生活課」に改め、同部人権・男女共同参画室の項中「人権・男女共同参画室」を「人権男女共同参画課」に改め、同項第五号中「部室」を「局課」に改め、同部青少年・地域安全室の項中「青少年・地域安全室」を「県民活動課」に改め、第八号を第十一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に関する事。

第九条総務管理局の部青少年・地域安全室の項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 県民協働の推進に関する事。

三 県民活動の支援に関する事。

第九条総務管理局の部学事室の項中「学事室」を「学事課」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 市町その他の地方公共団体の公立大学法人に関する事。

第九条総務管理局の部学事室の項第七号中「県立広島大学運営協議会」を「広島県私立学校審議会」に改め、同条危機管理局の部を次のように改める。

## 環境部

### 環境政策課

- 一 一部内各課の総合調整に関すること。
- 二 環境施策の総合調整に関すること。
- 三 環境施策の企画立案に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- 四 公害防止計画の策定に関すること。
- 五 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）に関すること。
- 六 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）に関すること。
- 七 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）に関すること。
- 八 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）に関すること。
- 九 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に関すること。
- 十 広島県環境基本条例（平成七年広島県条例第三号）に関すること。
- 十一 広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）に関すること。（地球温暖化の防止、環境教育及び環境学習の推進に係るものに限る。）
- 十二 環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- 十三 事業者及び県民等による自発的な環境保全活動の促進に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- 十四 広島県環境審議会に関すること。
- 十五 広島県公害審査会に関すること。
- 十六 環境部中他課の所掌に属しないこと。

### 環境保全課

- 一 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭及び土壌汚染の防止対策並びに有害化学物質対策の企画立案に関すること。（農林水産局の所掌に属するものを除く。）
- 二 環境保全協定に関すること。
- 三 地域環境管理計画の総合調整に関すること。
- 四 瀬戸内海環境保全知事・市長会議に関すること。
- 五 景観形成施策の企画及び総合調整に関すること。
- 六 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に関すること。
- 七 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）に関すること。
- 八 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）に関すること。



- 九 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に関する事と。
- 十 広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号）に関する事と。
- 十一 景観法（平成十六年法律第百十号）に関する事と。（土木局及び都市局の所掌に属するものを除く。）
- 十二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）に関する事と。
- 十三 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）に関する事と。
- 十四 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）に関する事と。
- 十五 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）に関する事と。
- 十六 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）に関する事と。
- 十七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）に関する事と。
- 十八 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）に関する事と。
- 十九 広島県生活環境の保全等に関する条例に関する事と。（環境政策課、循環型社会課及び産業廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）
- 二十 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成三年広島県条例第四号）に関する事と。
- 二十一 広島県みどりと景観の基金に関する事と。（景観の形成に関する活動の推進に係る事項に限る。）
- 二十二 環境基準に係る水域及び地域の指定に関する事と。
- 二十三 公害発生源に対する監視及び指導に関する事と。
- 二十四 公害防止のために必要な調査に関する事と。
- 二十五 公害苦情に関する事と。
- 二十六 環境の保全に関する情報の収集及び管理に関する事と。
- 二十七 広島県環境影響評価技術審査会に関する事と。
- 二十八 広島県景観審議会に関する事と。

#### 自然環境課

- 一 自然保護対策の企画及び総合調整に関する事と。
- 二 自然公園に関する事と。
- 三 長距離自然歩道に関する事と。
- 四 有害鳥獣の駆除に関する事と。（農林水産局農水産振興部農業技術課の所掌に属するものを除く。）
- 五 鳥獣保護及び狩猟に関する事と。
- 六 希少な野生生物の保護に関する事と。（他局の所掌に属するものを除く。）
- 七 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に関する事と。

- 八 広島県自然環境保全条例（昭和四十七年広島県条例第六十三号）に関すること。
- 九 広島県自然海浜保全条例（昭和五十五年広島県条例第三号）に関すること。
- 十 広島県みどりと景観の基金に関すること。（資金の運用に関する事項及び環境保全課の所掌に属するものを除く。）
- 十一 宮島公園に関すること。
- 十二 広島県立県民の森（以下「県民の森」という。）に関すること。
- 十三 広島県立もみのき森林公園（以下「もみのき森林公園」という。）に関すること。
- 十四 広島県立県民の浜（以下「県民の浜」という。）に関すること。
- 十五 広島県立中央森林公園（以下「中央森林公園」という。）に関すること。

#### 循環型社会課

- 一 廃棄物施策の企画及び総合調整に関すること。（他局の所掌に属するものを除く。）
- 二 循環型経済拠点形成促進事業に関すること。
- 三 市町の一般廃棄物に係る広域処理体制に関すること。
- 四 福山リサイクル発電事業に関すること。
- 五 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）に関すること。
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）に関すること。（産業廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）
- 七 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に関すること。（土木局及び都市局の所掌に属するものを除く。）
- 八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）に関すること。
- 九 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）に関すること。
- 十 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）に関すること。
- 十一 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）に関すること。
- 十二 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）に関すること。
- 十三 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年広島県条例第十四号）に関すること。
- 十四 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。（資源の循環的な利用に係るものに限る。）
- 十五 環境保全資金に関すること。（商工労働局産業振興部金融課の所掌に属するものを除く。）
- 十六 下水道の終末処理場の維持管理の指導に関すること。

#### 産業廃棄物対策課

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。（産業廃棄物関係（リサイクル関係を除く。）に限る。）
  - 二 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）に関すること。
  - 三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）に関すること。
  - 四 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。（廃棄物の適正処理の推進及び減量化の促進に係るものに限る。）
  - 五 不法投棄等不適正処理に関すること。
  - 六 県外産業廃棄物の適正処理に関すること。
  - 七 公共関係処分場の整備及び運用に関すること。
  - 八 産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関すること。
  - 九 財団法人広島県環境保全公社の指導に関すること。
- 第九条の二を削る。
- 第十条（見出しを含む。）中「福祉保健部各室」を「健康福祉局各課」に改め、同条総務管理局の部中「総務管理局」を「総務管理部」に改め、同部福祉保健総務室の項中「福祉保健総務室」を「健康福祉総務課」に改め、同項第一号中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改め、同項第二号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同項第三号中「福祉保健部」を「健康福祉局」に改め、同項第十号及び第十一号中「他部及び福祉保健部中他室」を「他局及び健康福祉局中他課」に改め、同項第十二号を次のように改める。
- 十二 健康福祉局中他課の所掌に属しないこと。
- 第十条総務管理局の部健康増進・歯科保健室の項、医療保険室の項及び子ども夢プラン推進室の項を削り、同部子ども家庭支援室の項中「子ども家庭支援室」を「子ども家庭課」に改め、第八号を削り、第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「障害者支援室」を「健康対策課及び障害者支援課」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 一 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）に関すること。（他局及び健康福祉局中他課の所掌に属するものを除く。）
- 第十条総務管理局の部子ども家庭支援室の項第九号中「他部」を「他局」に改め、同項第十号中「母子保健」を「未来に輝く子ども夢プランの推進」に改め、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「広島県立母子福祉センター」を「財団法人ひろしま子ども夢財団」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二十一号中「他部及び福祉保健部中他室」を「他局及び健康福祉局中他課」に、「属さない」を「属しない」に改め、同号を同項第二十号とし、同部に次のように加える。

## 被爆者対策課

一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に関する  
こと。

二 原爆被爆者援護団体の指導及び原爆被爆者対策の調整に関すること。

三 毒ガス障害者の援護に関すること。

四 在外被爆者の援護に関すること。

五 放射線被曝者医療国際協力推進協議会に関すること。

六 その他原子爆弾被爆者等の援護に関すること。

第十条保健医療局の部中「保健医療局」を「保健医療部」に改め、同部医務看護室の項中「医務看護室」を「医務課」に改め、同項第一号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同項第七号中「言語療法士」を「言語聴覚士」に改め、同項第十二号中「福祉保健総務室」を「健康福祉総務課」に改め、同部医療対策室の項中「医療対策室」を「医療政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

#### 医療保険課

- 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に関すること。
  - 二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に関すること。  
（高齢者支援課の所掌に属するものを除く。）
  - 三 広島県国民健康保険審査会に関すること。
  - 四 広島県後期高齢者医療審査会に関すること。
- 第十条保健医療局の部保健対策室の項中「保健対策室」を「健康対策課」に改め、同項第一号中「他部及び福祉保健部中他室」を「他局及び健康福祉局中他課」に改め、同項中第十二号を第二十五号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 二十四 広島県食育推進会議に関すること。
- 第十条保健医療局の部保健対策室の項中第十一号を第二十三号とし、第十号を第二十二号とし、第九号を第二十一号とし、同号の前に次の十二号を加える。
- 九 健康増進に関すること。
  - 十 栄養士及び調理師に関すること。
  - 十一 栄養改善に関すること。
  - 十二 地区衛生組織活動の指導に関すること。
  - 十三 歯科保健に関すること。
  - 十四 食育に関すること。（農林水産局農水産振興部農業技術課の所掌に属するものを除く。）
  - 十五 石綿健康被害の救済に関すること。
  - 十六 肝炎対策に関すること。
  - 十七 母子保健に関すること。
  - 十八 母体保護に関すること。
  - 十九 児童福祉法に基づく療育に関すること。

二十 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく自立支援医療（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号に規定する医療に係るものに限る。）に関する事。

第十条保健医療局の部生活衛生室の項中「生活衛生室」を「生活衛生課」に改め、同項第十号中「公営企業部」を「企業局」に改め、同項第十一号を第十八号とし、同号の前に次の七号を加える。

十一 食品衛生に関する事。

十二 製菓衛生師に関する事。

十三 と畜場及びと畜に関する事。

十四 食鳥処理場及び食鳥処理に関する事。

十五 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事。

十六 広島県食肉衛生検査所に関する事。

十七 広島県動物愛護センターに関する事。

第十条保健医療局の部食品衛生室の項及び被爆者・毒ガス障害者対策室の項を削り、同部業務室の項中「業務室」を「業務課」に改め、同項第一号中「農林水産部農水産振興局畜産振興室」を「農林水産局農水産振興部畜産課」に改め、同項第十九号中「他部及び福祉保健部中他室」を「他局及び健康福祉局中他課」に、「属さない」を「属しない」に改め、同条社会福祉局の部中「社会福祉局」を「社会福祉部」に改め、同部地域福祉室の項中「地域福祉室」を「地域福祉課」に改め、同項第一号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同項第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく介護員養成研修及び福祉用具専門相談員指定講習に関する事。

第十条社会福祉局の部社会援護室の項中「社会援護室」を「社会援護課」に改め、同項第三号中「他部及び福祉保健部中他室」を「他局及び健康福祉局中他課」に改め、同部障害者支援室の項中「障害者支援室」を「障害者支援課」に改め、同項第一号中「こども家庭支援室」を「健康対策課」に改め、同項第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、第十六号の前に次の二号を加える。

十四 広島県障害者施策推進協議会に関する事。

十五 広島県障害者介護給付費等不服審査会に関する事。

第十条社会福祉局の部障害者支援室の項第十七号中「福祉保健部中他室」を「健康福祉局中他課」に、「属さない」を「属しない」に改め、同部高齢者支援室の項中「高齢者支援室」を「高齢者支援課」に改め、同項第四号中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削り、「介護員養成研修事業及び福祉用具専門相談員指定講習会」を「及び適合高齢者専用賃貸住宅」に改め、同項第五号中「地域ケア整備構想の策定」を「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく病床転換助成事業」に改め、同部介護保険指導室の項中「介護保険指導室」を「介

「護保険課」に改め、同項第一号中「高齢者支援室」を「健康福祉局中他課」に改め、同条病院事業局の部中「病院事業局」を「病院事業部」に改め、同部県立病院室の項中「県立病院室」を「県立病院課」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「商工労働部各室」を「商工労働局各課」に改め、同条総務管理局の部を次のように改める。

#### 総務管理部

##### 商工労働総務課

- 一 商工労働局の庶務に関する事。
- 二 部内各課の総合調整に関する事。
- 三 主要な商工労働施策の企画及び総合調整に関する事。
- 四 物流の効率化に関する事。
- 五 物資（農林水産物資を除く。）の流通に関する事。
- 六 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）に関する事。
- 七 流通施設に関する事。（農林水産局農水産振興部農業技術課の所掌に属するものを除く。）
- 八 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）に関する事。
- 九 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）に関する事。
- 十 計量法（平成四年法律第五十一号）に関する事。
- 十一 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）に関する事。
- 十二 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）に関する事。
- 十三 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）に関する事。
- 十四 広島県福山地域事務所総務局商工労働課に関する事。
- 十五 広島県大阪情報センターに関する事。
- 十六 財団法人ひろしま産業振興機構の指導に関する事。
- 十七 商工労働局中他課の所掌に属しない事。

##### 労働福祉課

- 一 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）に関する事。（労働委員会の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）
- 二 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）に関する事。
- 三 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）に関する事。
- 四 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）に関する事。
- 五 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）に関する事。
- 六 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）に関する事。

- 七 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に関する事。（総務局総務管理部人事課の所掌に属するものを除く。）
  - 八 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）に関する事。
  - 九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に関する事。
  - 十 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）に関する事。
  - 十一 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）に関する事。
  - 十二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）に関する事。
  - 十三 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）に関する事。
  - 十四 その他労働に関する団体及び労働関係の調整に関する事。
  - 十五 労働教育に関する事。
  - 十六 労働相談に関する事。
  - 十七 労働相談コーナーに関する事。
  - 十八 広島県労働委員会に関する事。
  - 十九 労働市場の分析に関する事。
  - 二十 労働福祉に関する事。
- 雇用人材確保課
- 一 雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）に関する事。
  - 二 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）に関する事。
  - 三 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）に関する事。
  - 四 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）に関する事。
  - 五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）に関する事。
  - 六 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）に関する事。
  - 七 ひろしまジョブプラザに関する事。
  - 八 広島県若者就業サポートセンターに関する事。
  - 九 広島地域若者サポートステーションに関する事。
  - 十 広島県無料職業紹介所に関する事。

職業能力開発課

- 一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に関する事。
- 二 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定による能力開発事業に関する事。
- 三 広島県立職業能力開発校に関する事。
- 四 広島県立技術短期大学の設置に関する事。
- 五 広島障害者職業能力開発校に関する事。
- 六 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第二十条の規定による独立行政法人雇用・能力開発機構に対する職業訓練の実施に関する要請等に関する事。

七 広島県職業能力開発協会に関する事。

八 広島県職業能力開発審議会に関する事。

第十一条産業振興局の部中「産業振興局」を「産業振興部」に改め、同部産業技術振興室の項中「産業技術振興室」を「産業技術課」に改め、同項第一号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同項第十号中「商工労働部中他室」を「商工労働局中他課」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 広島県立産業会館に関する事。

第十一条産業振興局の部新産業振興室の項中「新産業振興室」を「新産業課」に改め、同項に次の一号を加える。

六 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百五号）に関する事。

第十一条産業振興局の部地域産業振興室の項、企業立地促進室の項及び国際ビジネス促進室の項を次のように改める。

#### 経営支援課

一 商工会議所に関する事。

二 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）に関する事。

三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）に関する事。

四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）に関する事。

五 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）に関する事。

六 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）に関する事。

七 中小企業の診断に関する事。

八 中小企業の経営革新支援に関する事。

九 地場産業の振興に関する事。

十 伝統的工芸品産業の振興に関する事。

十一 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）に関する事。



- 十二 石油貯蔵施設立地対策等交付金に関する事。
- 十三 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に関する事。
- 十四 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）に関する事。
- 十五 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一号）に関する事。
- 十六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に関する事。
- 十七 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）に関する事。
- 十八 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）に関する事。
- 十九 商工労働局中他課の所掌に属しない商業の振興に関する事。

#### 金融課

- 一 中小企業の金融に関する事。
- 二 中小企業構造の高度化に関する事。
- 三 中小企業支援資金に関する事。
- 四 広島県信用保証協会に関する事。
- 五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）に関する事。

#### 企業立地課

- 一 企業立地及び既存企業の振興に関する事。
- 二 農村地域工業導入促進に係る県の実施計画に関する事。
- 三 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）に基づく産業関連施設の整備に関する事。
- 四 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）に関する事。
- 五 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に関する事。
- 六 企業立地に係る環境保全に関する事。
- 七 国際ビジネスの促進に関する事。
- 八 海外からの県内投資の促進に関する事。
- 九 経済交流の推進に関する事。

第十一条産業振興局の部観光振興室の項中「観光振興室」を「観光課」に改め、同項第十号中「農林水産部農水産振興局食品流通安全室」を「農林水産局農水産振興部農業技術課」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「農林水産部各室」を「農林水産局各課」に改め、同条総務管理局の部中「総務管理局」を「総務管理部」に改め、同部農林水産総務室の項中「農林水産総務室」を「農林水産総務課」に改め、同項第一号中「農林水産部」を「農林水産局」に改め、同項第二号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同項第三号及び第四号中「農林水産部」を「農林水産局」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「他部及び農林水産部中他室」を「他局及び農林水産局中他課」に改め、同号を同

項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 財団法人広島県農林振興センターの指導に関する事。 (農林水産局中他課の所掌に属するものを除く。)

第十二条総務管理局の部農林水産総務室の項第八号中「農林水産部中他室」を「農林水産局中他課」に改め、同部農業活性化推進室の項中「農業活性化推進室」を「農業活性化推進課」に改め、同部団体検査室の項中「団体検査室」を「団体検査課」に改め、同条農水産振興部の部中「農水産振興局」を「農水産振興部」に改め、同部技術振興室の項中「技術振興室」を「農業技術課」に改め、同項第一号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同項第三号中「農林水産部」を「農林水産局」に改め、同項中第九号を第二十三号とし、第八号を第二十二号とし、第七号を第二十一号とし、同号の前に次の十四号を加える。

七 食の安全・安心に関する事。 (健康福祉局保健医療部生活衛生課の所掌に属するものを除く。)

八 農畜水産物流通行政の企画及び総合調整に関する事。

九 生鮮食料品の流通及び消費に関する事。

十 加工食料品の流通及び消費に関する事。

十一 ふるさと産品の生産及び流通に関する事。

十二 ひろしまフードフェスティバルに関する事。

十三 東京アンテナショップの農林水産物等の物産販売に関する事。

十四 卸売市場に関する事。

十五 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)に関する事。

十六 農用地に係る土壌の保全に関する事。

十七 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)に関する事。

十八 環境保全型農業の推進に関する事。

十九 有機性資源循環利用の推進に関する事。

二十 食農教育の推進に関する事。

第十二条農水産振興局の部農業経営室の項中「農業経営室」を「農業経営課」に改め、同項第四号中「農村青少年等」を「新規就農者等」に改め、同項第八号中「商工労働部産業振興局企業立地促進室」を「商工労働局産業振興部企業立地課」に改め、同部食品流通安全室の項を削り、同部農産振興室の項中「農産振興室」を「農産課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 農産物の生産及び流通に関する事。 (農業技術課の所掌に属するものを除く。)

第十二条農水産振興局の部畜産振興室の項中「畜産振興室」を「畜産課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 家畜及び畜産物の生産及び流通に関する事。 (農業技術課の所掌に属するものを除く。)

第十二条農水産振興局の部畜産振興室の項第九号中「水産振興室」を「水産課」に改め、同部水産振興室の項中「水産振興室」を「水産課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 水産物の生産及び流通に関すること。（農業技術課の所掌に属するものを除く。）  
第十二条農水産振興局の部水産振興室の項中第十号を第二十七号とし、同号の前に次の十七号を加える。

十 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に関すること。  
十一 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）に関すること。  
十二 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）に関すること。

十三 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）に関すること。

十四 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）に関すること。

十五 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）に関すること。

十六 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）に関すること。

十七 小型漁船の総トン数の測度に関すること。

十八 漁業金融に関すること。

十九 駐留軍及び自衛隊に係る漁業の損失補償に関すること。

二十 外海及び海外出漁の指導に関すること。  
二十一 水産関係団体等の指導に関すること。（団体検査課の所掌に属するものを除く。）

二十二 水産基盤整備事業の推進に関すること。

二十三 漁業経営構造改善事業の推進に関すること。

二十四 漁場環境の保全及び創造に関すること。

二十五 漁港に関すること。

二十六 海岸に関すること。（漁港管理者が管理するものに限る。）

第十二条農水産振興局の部水産振興室の項に次の二号を加える。

二十八 広島海区漁業調整委員会に関すること。

二十九 広島県内水面漁場管理委員会に関すること。

第十二条農水産振興局の部漁業調整室の項及び漁港漁場整備室の項を削り、同条農林整備局の部中「農林整備局」を「農林整備部」に改め、同部農林整備管理室の項中「農林整備管理室」を「農林整備管理課」に改め、同項第一号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同部土地改良室の項中「土地改良室」を「農業基盤課」に改め、同項第一号中「土地改良事業」を「土地改良事業等」に改め、「（農業基盤室及び農村基盤室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項第二号中「農業経営室」を「農業経営課」に改め、同項第三号中「土地改良事業の金融」を「農業基盤整備資金」に改め、同項に次の四号を加える。

六 土地改良事業等の調査及び計画に関すること。

七 地すべりの防止に関すること。（農地の保全に係るものに限る。）

八 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。

九 農業基盤の資源保全に関すること。

第十二条農林整備局の部農業基盤室の項及び農村基盤室の項を削り、同部林業振興室の項中「林業振興室」を「林業課」に改め、第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 林業の構造改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。

第十二条農林整備局の部林業振興室の項第十二号中「団体検査室」を「団体検査課」に改め、同部森林保全部の項中「森林保全部」を「森林保全課」に改め、同項第二号中「林業振興室」を「林業課」に改め、同項第十一号を第十六号とし、第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、同号の前に次の五号を加える。

九 民有林の開発規制に関すること。

十 保安林及び保安施設地区に関すること。

十一 広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）に関すること。

十二 治山事業に関すること。

十三 地すべりの防止に関すること。（森林の保全に係るものに限る。）

第十二条農林整備局の部治山室の項を削る。

第十四条（見出しを含む。）中「土木部各室」を「土木局各課」に改め、同条総務管理局の部中「総務管理局」を「総務管理部」に改め、同部土木総務室の項中「土木総務室」を「土木総務課」に改め、同項第一号中「土木部」を「土木局」に改め、同項第二号中「都市部及び空港港湾部」を「都市局」に改め、同項第三号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同項第四号中「土木部、都市部及び空港港湾部」を「土木局及び都市局」に改め、同項第六号中「他部及び土木部中他室」を「他局及び土木局中他課」に改め、同項第七号中「他部」を「空港振興課」に改め、同項第八号中「他部」を「農林水産局及び土木局中他課」に改め、同項第十三号中「道路企画室」を「道路企画課」に改め、同項第十四号中「都市部都市事業局住宅室」を「都市局住宅課」に改め、同項第十五号中「都市部都市事業局下水道室」を「都市局下水道課」に改め、同項第十六号中「技術企画室」を「技術企画課」に改め、同項第十七号中「土木部中他室」を「土木局中他課」に改め、同部建設産業室の項中「建設産業室」を「建設産業課」に改め、同部用地室の項中「用地室」を「用地課」に改め、同項第三号及び第五号中「土木部、都市部及び空港港湾部」を「土木局及び都市局」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 広島県土地収用事業認定審議会に関すること。

第十四条総務管理局の部用地室の項第十一号及び第十二号中「都市部及び空港港湾部並びに土木部中他室」を「都市局及び土木局中他課」に改め、同部技術企画室の項中「技術企画

室」を「技術企画課」に改め、第八号を第十三号とし、同項第七号中「建設産業室」を「建設産業課」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号中「道路河川管理室及び空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室」を「土木整備管理課及び港湾管理課」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第五号を第十号とし、同号の前に次の三号を加える。

七 建設工事材料等の品質管理に関すること。

八 土木工事の設計積算の電算処理に関すること。

九 土木局及び都市局所掌の事務に係るシステム開発の総合調整及び指導に関すること。

第十四条総務管理局の部技術企画室の項第四号中「土木部、都市部及び空港港湾部」を「土木局及び都市局」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

二 土木事業の検査及び監察に関すること。

三 土木工事の技術管理に関すること。

第十四条総務管理局の部技術指導室の項を削り、同条土木整備局の部中「土木整備局」を「土木整備部」に改め、同部道路河川総務室の項中「道路河川総務室」を「土木整備管理課」に改め、同項第一号中「局内各室」を「部内各課」に改め、同項に次の十三号を加える。

三 道路の管理に関すること。

四 鉄道及び軌道に関すること。（道路整備課の所掌に属するものを除く。）

五 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）に関すること。（道路整備課及び都市局都市整備課の所掌に属するものを除く。）

六 河川の管理に関すること。

七 海岸の管理に関すること。（農林水産局農水産振興部水産課及び農林整備部農業基盤課並びに港湾管理課の所掌に属するものを除く。）

八 砂防指定地の管理に関すること。（砂防課の所掌に属するものを除く。）

九 地すべり防止区域の管理に関すること。（農林水産局農林整備部農業基盤課及び森林保全課並びに砂防課の所掌に属するものを除く。）

十 急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。（砂防課の所掌に属するものを除く。）

十一 水利及び水利権に関すること。（河川課の所掌に属するものを除く。）

十二 水防に関すること。（河川課の所掌に属するものを除く。）

十三 公有水面（海面を除く。）の埋立てに関すること。（河川課の所掌に属するものを除く。）

十四 広島県水防協議会に関すること。

十五 他局及び土木局中他課の所掌に属しない道路及び河川に関すること。

第十四条土木整備局の部道路企画室の項中「道路企画室」を「道路企画課」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 橋梁の新設及び改良に関すること。

第十四条土木整備局の部道路整備室の項中「道路整備室」を「道路整備課」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「（平成七年法律第三十九号）」を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の四号を加える。

三 道路及び橋梁の維持補修に関すること。

四 交通安全施設の整備に関すること。

五 鉄道及び軌道の技術的事項に関すること。

六 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に関すること。

第十四条土木整備局の部道路保全室の項及び道路河川管理室の項を削り、同部河川企画整備室の項中「河川企画整備室」を「河川課」に改め、同項第二号中「農林水産部農水産振興局漁港漁場整備室及び農林整備局土地改良室並びに空港港湾部空港港湾事業局港湾企画整備室」を「農林水産局農水産振興部水産課及び農林整備部農業基盤課並びに港湾企画整備課」に改め、同項第三号、第四号及び第六号中「（ダム室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項に次の四号を加える。

七 ダムの建設及び管理に関すること。（農林水産局農林整備部農業基盤課の所掌に属するものを除く。）

八 水資源の総合開発に関すること。

九 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百八号）に関すること。

十 小瀬川ダム管理事務協議会に関すること。

第十四条土木整備局の部ダム室の項を削り、同部砂防室の項中「砂防室」を「砂防課」に改め、同項第一号中「道路河川管理室」を「土木整備管理課」に改め、同項第二号中「農林水産部農林整備局土地改良室、農業基盤室及び治山室並びに道路河川管理室」を「農林水産局農林整備部農業基盤課及び森林保全課並びに土木整備管理課」に改め、同項第三号中「道路河川管理室」を「土木整備管理課」に改め、同条に次のように加える。

空港港湾部

空港振興課

一 部内各課の総合調整に関すること。

二 空港対策及び航空対策の企画及び総合調整に関すること。

三 広島空港の整備に関すること。

四 広島空港のアクセスに関すること。

五 広島県広島西飛行場の管理運営に関すること。

六 他局の所掌に属しない空港及び航空に関すること。

港湾管理課

一 海岸の管理に関すること。（港湾管理者が管理するものに限る。）

二 海域の管理に関すること。（農林水産局農水産振興部水産課及び農林整備部農業基盤課並びに土木整備管理課の所掌に属するものを除く。）

- 三 港湾施設の管理に関する事。 (港湾管理者が管理するものに限る。)
- 四 運河の管理に関する事。
- 五 公有水面(海面に限る。)の埋立てに関する事。
- 六 港湾振興に関する事。
- 七 ポートセールスに関する事。
- 八 広島県港湾整備事業基金に関する事。 (資金の運用に関する事項を除く。)
- 九 広島県広島港湾振興局の事業に関する事。 (他局の所掌に属するものを除く。)
- 十 広島県海域利用審査会に関する事。
- 十一 他局及び土木局中他課の所掌に属しない港湾に関する事。

#### 港湾企画整備課

- 一 港湾施策の企画、調査及び総合調整に関する事。
- 二 港湾施設の整備に関する事。
- 三 海岸の計画及び整備に関する事。 (農林水産局農水産振興部水産課及び農林整備部農業基盤課並びに河川課の所掌に属するものを除く。)
- 四 港湾調査に関する事。
- 五 広島県広島港地方港湾審議会、広島県尾道糸崎港地方港湾審議会及び広島県福山港地方港湾審議会に関する事。

第十四条の二を次のように改める。

(都市局各課の分掌事務)

第十四条の二 都市局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 都市事業管理課

- 一 都市局の庶務に関する事。
- 二 局内各課の総合調整に関する事。
- 三 都市整備課及び住宅課に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の入札及び契約の事務に関する事。
- 四 流域下水道事業費特別会計その他の下水道事業費に関する事。
- 五 屋外広告物に関する事。
- 六 風致地区に関する事。
- 七 広島県立みよし公園の管理に関する事。
- 八 広島県立びんご運動公園の管理に関する事。
- 九 広島県立せら県民公園の管理に関する事。
- 十 広島県都市計画審議会の運営に関する事。
- 十一 広島県屋外広告物審議会に関する事。
- 十二 都市局中他課の所掌に属しない事。

#### 都市企画課

- 一 主要な都市政策の企画及び総合調整に関する事。

- 二 都市交通対策及び移動円滑化の推進に関する総合調整に関すること。
- 三 都市計画に関すること。
- 四 住宅宅地関連公共施設整備促進事業の調整に関すること。
- 五 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）に関すること。
- 六 広島県都市計画審議会に関すること。（都市事業管理課の所掌に属するものを除く。）

#### 都市整備課

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四章第一節の規定による都市計画事業の認可等に関すること。
- 二 都市計画施設の整備に関すること。
- 三 市街地の再開発に関すること。（建築課の所掌に属するものを除く。）
- 四 土地区画整理に関すること。
- 五 住宅市街地の開発に関すること。
- 六 農住組合制度の調整に関すること。
- 七 都市公園に関すること。
- 八 広島県立みよし公園に関すること。（都市事業管理課の所掌に属するものを除く。）
- 九 広島県立びんご運動公園に関すること。（都市事業管理課の所掌に属するものを除く。）
- 十 広島県立せら県民公園に関すること。（都市事業管理課の所掌に属するものを除く。）
- 十一 都市緑化に関すること。
- 十二 下水道の計画、調査及び整備に関すること。
- 十三 下水道の管理に関すること。
- 十四 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）に関すること。（土地区画整理に係るものに限る。）
- 十五 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に関すること。（県施行の街路事業に限る。）
- 十六 下水道施設その他都市局及び土木局所掌の土木附帯設備に係る電気設備工事及び機械設備工事の執行に関すること。（都市事業管理課の所掌に属するものを除く。）
- 十七 財団法人広島県下水道公社の事業運営に関すること。

#### 建築課

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に関すること。
- 二 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に関すること。
- 三 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）に関すること。
- 四 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）に関すること。
- 五 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に関すること。



- 六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に関する事。 （建築物に係るものに限る。）
  - 七 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）に関する事。
  - 八 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）に関する事。
  - 九 都市計画法第三章第一節の規定による開発行為の規制に関する事。
  - 十 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第六十号）に関する事。
  - 十一 宅地造成等規制法に関する事。 （都市整備課の所掌に属するものを除く。）
  - 十二 広島県福祉のまちづくり条例（平成七年広島県条例第四号）に関する事。 （健康福祉局社会福祉部障害者支援課の所掌に属するものを除く。）
  - 十三 市街地の再開発に関する事。 （個人施行者、市街地再開発組合、独立行政法人都市再生機構及び広島県住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画において定められたものの整備を伴うものを除く。）に係るものに限る。）
  - 十四 かけ地近接等危険住宅移転事業に関する事。
  - 十五 優良住宅の認定に関する事。
  - 十六 優良宅地の認定に関する事。
  - 十七 被災宅地危険度判定制度に関する事。
  - 十八 特定民間再開発事業及び地区外転出事務の認定に関する事。
  - 十九 建築動態統計調査に関する事。
  - 二十 独立行政法人住宅金融支援機構の受託業務に関する事。
  - 二十一 浄化槽法第五条の規定による特定行政庁の権限に関する事。
  - 二十二 景観法第二章の規定による違反建築物等に係る措置等に関する事。 （土木局総務管理部建設産業課の所掌に属するものを除く。）
  - 二十三 景観法第四章の規定による景観協定の認可及び変更に係る同意に関する事。
  - 二十四 広島県建築審査会に関する事。
  - 二十五 広島県建築士審査会に関する事。
  - 二十六 広島県開発審査会に関する事。
- 住宅課
- 一 住宅施策の企画、調査及び総合調整に関する事。
  - 二 県営住宅の整備及び管理に関する事。
  - 三 県営住宅事業費特別会計その他の住宅事業費に関する事。
  - 四 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）に関する事。
  - 五 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）に関する事。
  - 六 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）に関する事。

- 七 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）に関すること。
  - 八 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）に関すること。
  - 九 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）に関すること。
  - 十 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）に関すること。
  - 十一 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）に関すること。
  - 十二 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）に関すること。
  - 十三 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三百二十二号）に関すること。
  - 十四 広島県住宅供給公社の事業運営に関すること。
  - 十五 住宅関係団体の指導に関すること。
  - 十六 広島県営住宅管理審議会に関すること。
- 第十四条の三を削る。
- 第十五条中「室」を「課」に、「総務部長」を「総務局長」に改める。
- 第十六条の見出し中「会計管理局」を「会計管理部」に改め、同条第一項中「会計管理局」を「会計管理部」に改め、同条第二項中「会計管理局」を「会計管理部」に、「広島県部設置条例」を「広島県局設置条例」に改める。
- 第十七条中「会計管理局に会計総務室、審査指導室及び用度室」を「会計管理部に会計総務課、審査指導課及び用度課」に改める。
- 第十八条中「会計管理局各室の分掌事務」を「会計管理部各課の分掌事務」に改め、同条会計総務室の項中「会計総務室」を「会計総務課」に改め、同項第一号中「会計管理局」を「会計管理部」に改め、同項第二号中「会計管理局各室」を「会計管理部各課」に改め、同条審査指導室の項中「審査指導室」を「審査指導課」に改め、同条用度室の項中「用度室」を「用度課」に改める。

第二十條第一項の表以外の部分中「主管部室」を「主管局課」に改め、同条第一項の表を次のように改める。

主管局課	名称	目的
総務局 総務課	広島県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の規定に基づき、その権限に属させられた事項を処理すること。

企							
政			部報広書秘	部務財			
政			課聴広報広	課務税		課利福	課事人
広島県総合	広島県個人情報保護審議会		広島県情報公開・個人情報保護審査会	広島県固定資産評価審議会	公務災害補償等審査会	公務災害補償等認定委員会	広島県職員委員会 広島県特別職報酬等審議会
広島県総合計画審議会設置条例（平成十七年広島県条例第	<p>一 広島県個人情報保護条例の規定に基づき、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じ、この条例の運用に関する重要な事項について調査審議し、答申するほか、必要に応じ意見を述べること。</p> <p>二 住民基本台帳法の規定に基づき、知事が住民票コードの利用制限に違反している者に対する中止命令を行う場合に意見を述べるとのほか、知事の諮問に応じ、県の保有する本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、これらの事項について知事に建議すること。</p>		<p>一 広島県情報公開条例の規定に基づき、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てに係る事項について審議し、答申すること。</p> <p>二 広島県個人情報保護条例の規定に基づき、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じ、行政不服審査法の規定に基づき、不服申立てに係る事項について審議し、答申すること。</p>	<p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び広島県固定資産評価審議会条例（昭和三十七年広島県条例第三十七号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、固定資産の評価に関する事項について調査審議すること。</p>	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年広島県条例第五十一号）の規定に基づき、非常勤の職員について発生した災害が公務上のものであるかどうかの認定について調査審議すること。</p>	<p>地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の規定に基づき、副知事及び専門委員の懲戒の審査及び議決に関する事務をつかさどること。</p>	<p>広島県特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年広島県条例第二百二十三号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、議会の議員の報酬及び知事の給料の額について審議すること。</p>

							局 民 県 境 環	局 興 振 画
							部 理 管 務 総	部 画 企 策
課 動 活 民 県		課 画 参 同 共 女 男 権 人		課 活 生 費 消		課 化 文 民 県		課 画 企 策
広 島 県 交 通	広 島 県 青 少 年 環 境 整 備 審 議 会	広 島 県 青 少 年 問 題 協 議 会	広 島 県 男 女 共 同 参 画 審 議 会	広 島 県 消 費 者 苦 情 处 理 委 員 会	広 島 県 消 費 生 活 審 議 会	広 島 県 国 土 利 用 計 画 審 議 会	広 島 県 土 地 利 用 審 査 会	計 画 審 議 会
交 通 安 全 对 策 基 本 法 ( 昭 和 四 十 五 年 法 律 第 百 十 号 ) の 規 定	広 島 県 青 少 年 健 全 育 成 条 例 の 規 定 に 基 づ き、 知 事 の 諮 問 に 応 じ、 青 少 年 の 健 全 育 成 を 図 る 上 で 有 益 な 映 画、 図 書、 書 籍 等 の 推 奨、 青 少 年 に 有 害 な 図 書 類、 興 行、 が ん 具 及 び 広 告 物 の 指 定 及 び そ の 取 消 し に 関 する 事 項 そ の 他 青 少 年 を 取 り 巻 く 環 境 整 備 に 関 する 事 項 を 調 査 審 議 す る こ と。	地 方 青 少 年 問 題 協 議 会 法 ( 昭 和 二 十 八 年 法 律 第 八 十 三 号 ) 及 び 広 島 県 青 少 年 問 題 協 議 会 設 置 条 例 ( 昭 和 二 十 八 年 広 島 県 条 例 第 五 十 一 号 ) の 規 定 に 基 づ き、 青 少 年 の 指 導、 育 成、 保 護 及 び 矯 正 に 関 する 総 合 的 施 策 の 樹 立 に つ き 必 要 な 事 項 を 調 査 審 議 し、 並 び に こ れ ら の 事 項 に 関 し、 関 係 行 政 機 関 相 互 の 連 絡 調 整 を 図 り、 並 び に 知 事 及 び 関 係 行 政 機 関 に 対 し て 意 見 を 述 べ る こ と。	広 島 県 男 女 共 同 参 画 推 進 条 例 の 規 定 に 基 づ き、 知 事 の 諮 問 に 応 じ、 男 女 共 同 参 画 の 推 進 に 関 する 基 本 的 か つ 総 合 的 な 施 策 及 び 重 要 事 項 を 調 査 審 議 し、 並 び に こ れ ら の 事 項 に 関 し、 知 事 に 意 見 を 述 べ る こ と。	広 島 県 民 の 消 費 生 活 の 安 定 と 向 上 を 促 進 す る 条 例 の 規 定 に 基 づ き、 消 費 者 苦 情 を 解 決 す る た め の 調 停 を 行 う ほ か、 消 費 者 が 事 業 者 を 相 手 に 提 起 す る 訴 訟 の 援 助 に 関 する 事 項 を 調 査 審 議 す る こ と。	広 島 県 民 の 消 費 生 活 の 安 定 と 向 上 を 促 進 す る 条 例 ( 昭 和 五 十 一 年 広 島 県 条 例 第 一 号 ) の 規 定 に 基 づ き、 知 事 の 諮 問 に 応 じ、 県 民 の 消 費 生 活 に 関 する 重 要 事 項 を 調 査 審 議 す る こ と。	国 土 利 用 計 画 法 の 規 定 に 基 づ き、 県 の 区 域 に お け る 国 土 の 利 用 に 関 する 都 道 府 県 計 画 及 び 土 地 利 用 基 本 計 画 の 策 定 に 関 する 事 項 等 を 調 査 審 議 す る ほ か、 知 事 の 諮 問 に 応 じ、 県 の 区 域 に お け る 国 土 の 利 用 に 関 する 基 本 的 事 項 及 び 土 地 利 用 に 関 する 重 要 事 項 を 調 査 審 議 し、 並 び に 国 土 調 査 法 の 規 定 に 基 づ き、 国 土 調 査 が 実 施 さ れ る 場 合 に お い て、 知 事 の 請 求 に 応 じ、 当 該 国 土 調 査 に 関 する 重 要 事 項 に つ い て 調 査 審 議 す る こ と。	国 土 利 用 計 画 法 の 規 定 に 基 づ き、 規 制 区 域 の 指 定 若 し く は 指 定 の 解 除 又 は 指 定 区 域 の 減 少 に 係 る 確 認、 土 地 に 関 する 権 利 移 転 に 係 る 処 分 に つ い て の 不 服 申 立 て の 審 理 そ の 他 同 法 の 規 定 に よ り そ の 権 限 に 属 さ せ ら れ た 事 項 を 处 理 す る こ と。	二 号 ) の 規 定 に 基 づ き、 知 事 の 諮 問 に 応 じ、 県 の 総 合 的 な 計 画 の 策 定 及 び 実 施 に 関 する 重 要 事 項 を 調 査 審 議 す る こ と。

局 祉 福 康 健									
部 療 医 健 保				部 境 環					
課 險 保 療 医		課 務 医		課 全 保 境 環		課 策 政 境 環		課 事 学	
広島県後期 高齢者医療 審査会	広島県国民 健康保険審 査会	広島県准看 護師試験委 員	広島県医療 審議会	広島県景観 審議会	広島県環境 影響評価技 術審査会	広島県公害 審査会	広島県環境 審議会	広島県公立 大学法人評 価委員会	広島県私立 学校審議会
<p>高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（市町及び広島県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服を審査すること。</p>		<p>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の規定に基づき、准看護師試験の実施に関する事務をつかさどること。</p>		<p>ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議すること。</p>		<p>公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）の規定に基づき、公害に係る紛争について、あつせん、調停及び仲裁を行い、並びにその権限に属させられた事項を処理するほか、公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べること。</p>		<p>地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学の業務の実績に関する評価その他同法によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>	
<p>国民健康保険法の規定に基づき、保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（抛出金を除く。）に関する処分に対する不服を審査すること。</p>		<p>医療法の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議すること。</p>		<p>環境基本法（平成五年法律第九十一号）及び自然環境保全法の規定に基づき、知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するほか、その権限に属させられた事項を処理すること。</p>		<p>私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基づき、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置及び廃止の認可、これらの学校を設置する法人の寄附行為の認可その他これらの学校及びこれらの学校を設置する法人について知事が行う処分について意見を答申し、並びにこれらの学校に関する重要事項について知事に建議すること。</p>		<p>に基づき、県の交通安全計画を作成し、その実施を推進するほか、県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その実施について推進するとともに、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町相互間の連絡調整を図ること。</p>	

安全対策会  
議

働 労 工 商										
理 管 務 総	部 祉 福 会 社									
力 能 業 職	課 險 保 護 介	課 援 支 者 害 障		課 祉 福 域 地	課 務 薬		課 生 衛 活 生	課 策 対 康 健		
議 会 能 力 開 発 審 査 会	広 島 県 介 護 保 険 審 査 会	広 島 県 障 害 者 介 護 給 付 費 等 不 服 審 査 会	広 島 県 障 害 者 施 策 推 進 協 議 会	広 島 県 社 会 福 祉 審 議 会	広 島 県 麻 薬 中 毒 審 査 会	広 島 県 薬 事 審 議 会	広 島 県 生 活 衛 生 適 正 化 審 議 会	広 島 県 精 神 医 療 審 査 会	広 島 県 食 育 推 進 会 議	広 島 県 精 神 保 健 福 祉 審 議 会
職 業 能 力 開 発 促 進 法 の 規 定 に 基 づ き、 知 事 の 諮 問 に 応 じ、 職 業 能 力 開 発 計 画 そ の 他 職 業 能 力 の 開 発 に 関 する 重 要 事 項 を 調 査 審 議 し、 及 び こ れ ら に 関 し 必 要 と 認 め る 事 項 を 関 係 行 政 機 関 に 建 議 す る こ と。	介 護 保 険 法 の 規 定 に 基 づ き、 保 険 給 付 に 関 する 処 分 (被 保 険 者 証 の 交 付 の 請 求 に 関 する 処 分 及 び 要 介 護 認 定 又 は 要 支 援 認 定 に 関 する 処 分 を 含 む。) 又 は 保 険 料 そ の 他 同 法 の 規 定 に よ る 徴 収 金 (財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金、 納 付 金 及 び 同 法 第 百 五 十 七 条 第 一 項 に 規 定 す る 延 滞 金 を 除 く。) に 関 する 処 分 に 対 す る 不 服 を 審 査 す る こ と。	障 害 者 自 立 支 援 法 の 規 定 に 基 づ き、 介 護 給 付 費 等 に 係 る 処 分 に 対 す る 不 服 を 審 査 す る こ と。	障 害 者 基 本 法 (昭 和 四 十 五 年 法 律 第 八 十 四 号) の 規 定 に 基 づ き、 障 害 者 施 策 の 総 合 的 か つ 計 画 的 な 推 進 に つ い て 必 要 な 事 項 を 調 査 審 議 す る ほ か、 障 害 者 に 関 する 施 策 の 推 進 に つ い て 必 要 な 関 係 行 政 機 関 相 互 の 連 絡 調 整 を 要 す る 事 項 を 調 査 審 議 す る こ と。	社 会 福 祉 法 の 規 定 に 基 づ き、 社 会 福 祉 に 関 する 事 項 (精 神 障 害 者 福 祉 に 関 する 事 項 を 除 く。) を 調 査 審 議 し、 知 事 の 諮 問 に 答 え、 又 は 関 係 行 政 庁 に 意 見 を 具 申 す る こ と。	麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 の 規 定 に 基 づ き、 麻 薬 中 毒 者 医 療 施 設 に 入 院 し た 者 の 入 院 継 続 の 適 否 に つ い て 審 査 す る こ と。	薬 事 法 及 び 広 島 県 薬 事 審 議 会 条 例 (昭 和 三 十 六 年 広 島 県 条 例 第 三 十 三 号) の 規 定 に 基 づ き、 知 事 の 諮 問 に 応 じ、 薬 事 に 関 する 事 項 に つ い て 調 査 審 議 す る こ と。	生 活 衛 生 関 係 営 業 の 運 営 の 適 正 化 及 び 振 興 に 関 する 法 律 (昭 和 三 十 二 年 法 律 第 百 六 十 四 号) の 規 定 に 基 づ き、 知 事 の 諮 問 に 応 じ て 意 見 を 答 申 し、 並 び に 同 法 の 施 行 に 関 する 重 要 事 項 を 調 査 審 議 し、 及 び 関 係 行 政 機 関 に 対 し 建 議 す る こ と。	精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 する 法 律 の 規 定 に 基 づ き、 定 期 の 報 告 等 及 び 退 院 等 の 請 求 に 係 る 入 院 中 の 者 の 入 院 の 要 否 及 び 処 遇 の 適 否 に つ い て、 知 事 の 求 め に 応 じ 審 査 す る こ と。	食 育 基 本 法 (平 成 十 七 年 法 律 第 六 十 三 号) 及 び 広 島 県 食 育 基 本 条 例 (平 成 十 八 年 広 島 県 条 例 第 五 十 六 号) の 規 定 に 基 づ き、 広 島 県 食 育 推 進 計 画 を 策 定 し、 及 び そ の 実 施 を 推 進 す る こ と。	精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 する 法 律 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 百 二 十 三 号) の 規 定 に 基 づ き、 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 の 福 祉 に 関 する 事 項 に つ い て 調 査 審 議 し、 及 び 知 事 に 意 見 を 具 申 す る こ と。

局 木 土				局 産 水 林 農			局			
部 湾 港 港 空		部 備 整 木 土		部 理 管 務 総		部 備 整 林 農	部 理 管 務 総	部 興 振 業 産	部	
港	課 理 管 湾 港	課 理 管 備 整 木 土	課 地 用	課 業 産 設 建	課 務 総 木 土		課 業 林	課 査 検 体 団	課 光 観	課 発 開
広島県広島	広島海域利 用審査会	広島県水防 協議会	広島県土地 収用事業認 定審議会	広島県公共 工事入札監 視委員会	広島県建設 工事紛争審 査会	広島県漁業 補償調停委 員会	広島県森林 審議会	広島県農業 共済保険審 査会	広島県観光 立県推進会 議	
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定に基づ	広島県の海の管理に関する条例（昭和二十三年広島県条例第二十三号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、海域の土地利用等について意見を述べるほか、海域の活用と保全に関する重要事項を調査審議すること。	水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の規定に基づき、水防計画その他の水防に関する重要事項を調査審議し、及び水防について関係機関に意見を述べること。	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定に基づき、その権限に属させられた事項を調査審議すること。	広島県公共工事入札監視委員会設置条例（平成十五年広島県条例第四号）の規定に基づき、その権限に属させられた事項を調査審議すること。	建設業法の規定に基づき、建設工事の請負契約に関する紛争についてあつせん、調停及び仲裁を行うこと。	広島県漁業補償調停委員会設置条例（平成二年広島県条例第三十三号）の規定に基づき、公共性の高い事業に係る漁業補償について調停を行うこと。	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、森林法の規定に基づき、森林に関する重要事項に関し、知事の諮問に応じて答申し、及び関係行政機関に建議すること。	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の規定に基づき、農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査その他その権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項その他同法の運用に関する重要事項を調査審議すること。	ひろしま観光立県推進基本条例の規定に基づき、ひろしま観光立県推進基本計画について審議し、及びその実施を推進すること。	

				都 市 局											
住 宅 課		建 築 課		都 市 事 業 管 理 課		都 市 企 画 整 備 課		住 宅 課		建 築 課		都 市 事 業 管 理 課		都 市 企 画 整 備 課	
広島県営住宅管理審議会		広島県建築士審査会		広島県建築審査会		広島県屋外広告物審議会		広島県都市計画審議会		広島県福山港地方港湾審議会		糸崎港地方港湾審議会		広島県尾道審議会	
広島県営住宅設置及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）の規定に基づき、知事の諮問に応じ、県営住宅の入居者の選考に関する事項のほか県営住宅の管理に関する重要事項を調査審議すること。		都市計画法の規定に基づき、同法第五十条第一項に規定する審査請求に対して裁決し、及び市街化調整区域に係る開発行為の許可に関し知事が付議した事項について審議すること。		建築士法の規定に基づき、二級建築士試験に関する事務をつかさどるとともに、建築士の業務の停止その他知事が行う処分について同意を行う等同法によりその権限に属させられた事項を処理すること。		建築基準法の規定に基づき、知事又は建築主事の処分に対する審査請求を裁定し、及び壁面線の指定その他知事が行う処分について同意を行うほか、知事の諮問に応じ、同法の施行に関する重要事項を調査審議すること。		都市計画法の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び知事の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するほか、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。		港湾法の規定に基づき、知事の諮問に応じ、福山港に関する重要事項を調査審議すること。		港湾法の規定に基づき、知事の諮問に応じ、尾道糸崎港に関する重要事項を調査審議すること。		き、知事の諮問に応じ、広島港に関する重要事項を調査審議すること。	

第二十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、危機管理監危機管理課又は消防保安課を主管監課とする附属機関の名称及び目的は、次のとおりである。

危機管理 危機管理	主管 監課	名 称	目 的
		広島県防災会議	災害対策基本法の規定に基づき、地域防災計画の作成及びその実施の推進並びに災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務をつかさどること。



監課	広島県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、知事の諮問に応じて国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べること及び知事が国民の保護に関する計画を作成又は変更するとき、その諮問に応じて審議し、知事に意見を述べること。
消防課	広島県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る防災計画の作成及びその実施の推進並びに災害が発生した場合における関係機関等の連絡調整等の防災に関する事務をつかさどること。
安課		

第二十三条の表広島県広島地域事務所の部総務局の款を次のように改める。

総務局	総務課	庶務係、経理係	広島市中区基町
	総務第二課	庶務係、経理係	廿日市市桜尾本町

第二十三条の表広島県広島地域事務所の部税務局の款事業税調査課の項を削り、同部農林局の款農村振興課の項中「、農地利用係」を削り、同部建設局の款都市建設課の項を削り、同表広島県呉地域事務所の部総務局の款企画調整課の項を削り、同部厚生環境局の款厚生推進課の項中「厚生推進係」の下に「、医療福祉係」を加え、同款福祉課の項を削り、同部建設局の款管理課の項中「管理第二係」の下に「、建築住宅係」を加え、同款建築課の項を削り、同部厚生環境局の款厚生推進課の項中「地域医務係」を「医療福祉係」に改め、同款福祉課の項を削り、同部建設局の款工務第一課の項中「工務第一課」を「工務課」に改め、同款工務第二課の項を削り、同表広島県東広島地域事務所の部総務局の款企画調整課の項を削り、同部厚生環境局の款厚生推進課の項中「地域医務係」を「医療福祉係」に改め、同款福祉課の項を削り、同部農林局の款農村振興課の項中「、農地利用係」を削り、同款林務課の項中「、基盤整備係」を削り、同部建設局の款管理課の項中「管理係」の下に「、建築住宅係」を加え、同款建築課の項を削り、同款福富ダム建設事業所の項中「建設第一係、建設第二係」を「建設係」に改め、同表広島県尾三地域事務所の部総務局の款企画調整課の項を削り、同部厚生環境局の款厚生推進課の項中「地域医務係」を「医療福祉係」に改め、同款福祉課の項を削り、同部農林局の款農村振興課の項中「、農地利用係」を削り、同款農村整備第二課の項中「、事業第三係」を削り、同部建設局の款用地第一課の項中「用地第一課」を「用地課」に改め、「用地第二係」の下に「、用地第三係」を加え、同款用地第二課の項を削り、同款建築課の項中「審査係、検査指導係」を「建築住宅係」に改め、同表広島県福山地域事務所の部総務局の款企画調整課の項を削り、同部厚生環境局の款厚生推進課の項中「地域医務係」を「医療福祉係」に改め、同款福祉課の項を削り、同部農林局の款林務第一課の項中「林務第一課」を「林務課」に改め、「治山係」の下に「、林業振興係」を加え、同款林務第二課の項を削り、同表広島県備北地域事務所

の部総務局の款企画調整課の項を削り、同部厚生環境局の款厚生推進課の項中「地域医務

係」を「医療福祉係」に改め、同款福祉課の項を削り、同部農林局の款農村整備第二課の項中「事業第一係、事業第二係」を「事業係」に改め、同款林務課の項中「自然保護係、治山係」を「治山係」に改め、同部建設局の款工務課の項中「工務第三係」を削る。

第二十六条第一項総務局の部総務課の項中第九号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 地域における課題に係る連絡調整に関する事

第二十六条第一項総務局の部総務課の項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 管内市町への権限移譲の推進に関する事

第二十六条第一項総務局の部総務課の項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 所内の総合調整に関する事

三 所内調整会議に関する事

第二十六条第一項総務局の部企画調整課の項を削り、同条第一項税務局の部事業税課の項第二号及び第四号中「(事業税調査課の所掌に関する事を除く。)」を削り、同部事業税調査課の項を削り、同条第一項厚生環境局の部厚生推進課の項第八号中「総務局企画調整課」を「総務局総務課」に改め、同条第一項農林局の部農村振興課の項第三号中「総務局企画調整課」を「総務局総務課」に改め、同項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号及び第十八号を削り、同項第十九号中「農村青少年等」を「新規就農者等」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号を第十七号とし、第二十一号から第三十三号までを三号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、第三十五号を第三十一号とし、第三十六号から第四十号までを四号ずつ繰り上げ、同条第一項建設局の部管理課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同部工務第一課及び工務第二課の項第二号中「(都市建設課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同項に次の四号を加える。

三 市町の都市計画等の助言に関する事

四 県の定める都市計画案の作成等に関する事

五 下水道工事の調査、設計及び実施並びに監督に関する事

六 流域下水道土木施設の維持補修に関する事

第二十六条第一項建設局の部都市建設課の項を削り、同条第二項総務局の部総務課の項中第九号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 地域における課題に係る連絡調整に関する事

第二十六条第二項総務局の部総務課の項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 管内市町への権限移譲の推進に関する事

第二十六条第二項総務局の部総務課の項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを

二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 所内の総合調整に関すること。
- 三 所内調整会議に関すること。

第二十六条第二項総務局の部企画調整課の項を削り、同条第二項厚生環境局の部厚生推進課の項各号を次のように改める。

- 一 局の総合調整及び他局との連絡調整に関すること。
- 二 地域支援方策の総合的企画調整に関すること。（総務局総務課の所掌に属するものを除く。）
- 三 保健・医療・福祉の総合相談に関すること。
- 四 保健・医療・福祉に係る計画に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 社会福祉法、民生委員法、災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に関すること。
- 六 介護保険法に関すること。
- 七 老人福祉法に関すること。
- 八 児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法に関すること。
- 九 戦傷病者特別援護法に関すること。
- 十 生活保護法に関すること。
- 十一 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。
- 十二 売春防止法に関すること。
- 十三 児童手当法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。
- 十四 広島県青少年健全育成条例に関すること。
- 十五 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関すること。
- 十六 人権啓発に関すること。
- 十七 保健福祉関係情報サービスに関すること。
- 十八 福祉統計に関すること。
- 十九 老人福祉施設に関すること。
- 二十 地域福祉活動の推進に関すること。
- 二十一 社会福祉思想の普及啓発に関すること。
- 二十二 社会福祉の現業活動に関すること。
- 二十三 心身障害者の扶養共済に関すること。
- 二十四 児童の健全育成に関すること。

- 二十五 母子家庭の福祉の向上に関すること。
  - 二十六 寡婦の福祉の向上に関すること。
  - 二十七 父子家庭の福祉の向上に関すること。
  - 二十八 青少年対策及び男女共同参画に関すること。
  - 二十九 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るものを除く。）
  - 三十 同和对策経過措置事業に関すること。
  - 三十一 地方改善事業に関すること。
  - 三十二 社会福祉事業団体の指導に関すること。
  - 三十三 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関すること。
  - 三十四 市町村青少年問題協議会の指導に関すること。
  - 三十五 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。
- 第二十六条第二項厚生環境局の部福祉課の項を削り、同条第二項農林局の部農村振興課の項第三号中「総務局企画調整課」を「総務局総務課」に改め、同項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号及び第十八号を削り、同項第十九号中「農村青少年等」を「新規就農者等」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号を第十七号とし、第二十一号から第三十三号までを三号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、第三十五号を第三十一号とし、第三十六号から第四十号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二項建設局の部管理課の項中第十三号を第二十五号とし、同号の前に次の十二号を加える。
- 十三 建築主事の印の管理に関すること。
  - 十四 建築基準法に基づく申請書等及び独立行政法人住宅金融支援機構関係の申請書の收受、施行及び整理保存に関すること。
  - 十五 建築物の確認、検査その他指導及び取締りに関すること。
  - 十六 融資住宅に関すること。
  - 十七 建築士及び建築士事務所の指導及び取締りに関すること。
  - 十八 浄化槽法第五条の規定による浄化槽の設置等の届出の受理等に関すること。（特定行政庁に係るものに限る。）
  - 十九 都市計画法第三章第一節の規定による開発行為等の規制及び同章第二節の規定による都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。
  - 二十 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に関すること。
  - 二十一 優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
  - 二十二 建築動態統計に関すること。
  - 二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。（建設工事に係る解体工事業者に係るものを除く。）
  - 二十四 県営住宅の管理に関すること。
- 第二十六条第二項建設局の部工務第一課及び工務第二課の項第五号を削り、同部建築課の

項を削り、同条第三項総務局の部総務課の項中第十三号を第十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

十六 地域における課題に係る連絡調整に関すること。

第二十六条第三項総務局の部総務課の項中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 管内市町への権限移譲の推進に関すること。

第二十六条第三項総務局の部総務課の項中第十号を第十二号とし、第二号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 所内の総合調整に関すること。

三 所内調整会議に関すること。

第二十六条第三項総務局の部企画調整課の項を削り、同条第三項厚生環境局の部厚生推進課の項各号を次のように改める。

一 一局の総合調整及び他局との連絡調整に関すること。

二 地域支援方策の総合的企画調整に関すること。（総務局総務課の所掌に属するものを除く。）

三 保健・医療・福祉の総合相談に関すること。

四 保健・医療・福祉に係る計画に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）

五 社会福祉法、民生委員法、災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に関すること。

六 介護保険法に関すること。

七 老人福祉法に関すること。

八 児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法に関すること。

九 戦傷病者特別援護法に関すること。

十 生活保護法に関すること。

十一 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。

十二 売春防止法に関すること。  
十三 児童手当法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。  
十四 広島県青少年健全育成条例に関すること。

十五 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関すること。

十六 人権啓発に関すること。

十七 保健福祉関係情報サービスに関すること。

- 十八 福祉統計に関すること。
- 十九 老人福祉施設に関すること。
- 二十 地域福祉活動の推進に関すること。
- 二十一 社会福祉思想の普及啓発に関すること。
- 二十二 社会福祉の現業活動に関すること。
- 二十三 心身障害者の扶養共済に関すること。
- 二十四 児童の健全育成に関すること。
- 二十五 母子家庭の福祉の向上に関すること。
- 二十六 寡婦の福祉の向上に関すること。
- 二十七 父子家庭の福祉の向上に関すること。
- 二十八 青少年対策及び男女共同参画に関すること。
- 二十九 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るものを除く。）
- 三十 同和対策経過措置事業に関すること。
- 三十一 地方改善事業に関すること。
- 三十二 社会福祉事業団体の指導に関すること。
- 三十三 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関すること。
- 三十四 市町村青少年問題協議会の指導に関すること。
- 三十五 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。
- 第二十六条第三項厚生環境局の部福祉課の項を削り、同条第三項農林局の部農村振興課の項第三号中「総務局企画調整課」を「総務局総務課」に改め、同項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号及び第十八号を削り、同項第十九号中「農村青少年等」を「新規就農者等」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号を第十七号とし、第二十一号から第三十三号までを三号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、第三十五号を第三十一号とし、第三十六号から第四十号までを四号ずつ繰り上げ、同条第三項建設局の部工務第一課及び工務第二課の項中「工務第一課及び工務第二課」を「工務課」に改め、同項第五号を削り、同条第四項総務局の部総務課の項中第十号を第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 十三 地域における課題に係る連絡調整に関すること。
- 第二十六条第四項総務局の部総務課の項中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 十 管内市町への権限移譲の推進に関すること。
- 第二十六条第四項総務局の部総務課の項中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。
- 二 所内の総合調整に関すること。
- 三 所内調整会議に関すること。

第二十六条第四項総務局の部企画調整課の項を削り、同条第四項厚生環境局の部厚生推進課の項各号を次のように改める。

- 一 一局の総合調整及び他局との連絡調整に関する事。
- 二 地域支援方策の総合的企画調整に関する事。（総務局総務課の所掌に属するものを除く。）
- 三 保健・医療・福祉の総合相談に関する事。
- 四 保健・医療・福祉に係る計画に関する事。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 社会福祉法、民生委員法、災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する事。
- 六 介護保険法に関する事。
- 七 老人福祉法に関する事。
- 八 児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法に関する事。
- 九 戦傷病者特別援護法に関する事。
- 十 生活保護法に関する事。
- 十一 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。
- 十二 売春防止法に関する事。
- 十三 児童手当法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事。
- 十四 広島県青少年健全育成条例に関する事。
- 十五 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関する事。
- 十六 人権啓発に関する事。
- 十七 保健福祉関係情報サービスに関する事。
- 十八 福祉統計に関する事。
- 十九 老人福祉施設に関する事。
- 二十 地域福祉活動の推進に関する事。
- 二十一 社会福祉思想の普及啓発に関する事。
- 二十二 社会福祉の現業活動に関する事。
- 二十三 心身障害者の扶養共済に関する事。
- 二十四 児童の健全育成に関する事。
- 二十五 母子家庭の福祉の向上に関する事。
- 二十六 寡婦の福祉の向上に関する事。
- 二十七 父子家庭の福祉の向上に関する事。

- 二十八 青少年対策及び男女共同参画に関すること。
- 二十九 使用料及び手数料の徴収に関すること。（調定調書の作成等に係るものを除く。）
- 三十 同和対策経過措置事業に関すること。
- 三十一 地方改善事業に関すること。
- 三十二 社会福祉事業団体の指導に関すること。
- 三十三 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関すること。
- 三十四 市町村青少年問題協議会の指導に関すること。
- 三十五 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。
- 第二十六条第四項厚生環境局の部福祉課の項を削り、同条第四項農林局の部農村振興課の項第三号中「総務局企画調整課」を「総務局総務課」に改め、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号及び第十八号を削り、同項第十九号中「農村青少年等」を「新規就農者等」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第二十号を第十七号とし、第二十一号から第三十三号までを三号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、第三十五号を第三十一号とし、第三十六号から第五十号までを四号ずつ繰り上げ、同条第四項建設局の部管理課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第二十四号とし、同号の前に次の十二号を加える。
- 十二 建築主事の印の管理に関すること。
- 十三 建築基準法に基づく申請書等及び独立行政法人住宅金融支援機構関係の申請書の收受、施行及び整理保存に関すること。
- 十四 建築物の確認、検査その他指導及び取締りに関すること。
- 十五 融資住宅に関すること。
- 十六 建築士及び建築士事務所の指導及び取締りに関すること。
- 十七 浄化槽法第五条の規定による浄化槽の設置等の届出の受理等に関すること。（特定行政庁に係るものに限る。）
- 十八 都市計画法第三章第一節の規定による開発行為等の規制及び同章第二節の規定による都市計画施設等の区域内における建築の規制に関すること。
- 十九 旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に関すること。
- 二十 優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
- 二十一 建築動態統計に関すること。
- 二十二 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。（建設工事に係る解体工事業者に係るものを除く。）
- 二十三 県営住宅の管理に関すること。
- 第二十六条第四項建設局の部工務課の項第七号を削り、同部建築課の項を削り、同条第五項総務局の部総務課の項中第十号を第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 十三 地域における課題に係る連絡調整に関すること。



第二十六条第五項総務局の部総務課の項中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 管内市町への権限移譲の推進に関すること。

第二十六条第五項総務局の部総務課の項中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 所内の総合調整に関すること。

三 所内調整会議に関すること。

第二十六条第五項総務局の部企画調整課の項を削り、同条第五項厚生環境局の部厚生推進課の項各号を次のように改める。

一 局の総合調整及び他局との連絡調整に関すること。

二 地域支援方策の総合的企画調整に関すること。（総務局総務課の所掌に属するものを除く。）

三 保健・医療・福祉の総合相談に関すること。

四 保健・医療・福祉に係る計画に関すること。（他課の所掌に属するものを除く。）

五 社会福祉法、民生委員法、災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に関すること。

六 介護保険法に関すること。

七 老人福祉法に関すること。

八 児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法に関すること。

九 戦傷病者特別援護法に関すること。

十 生活保護法に関すること。

十一 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。

十二 売春防止法に関すること。

十三 児童手当法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。

十四 広島県青少年健全育成条例に関すること。

十五 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関すること。

十六 人権啓発に関すること。

十七 保健福祉関係情報サービスに関すること。

十八 福祉統計に関すること。

十九 老人福祉施設に関すること。

二十 地域福祉活動の推進に関すること。

- 二十一 社会福祉思想の普及啓発に関すること。
  - 二十二 社会福祉の現業活動に関すること。
  - 二十三 心身障害者の扶養共済に関すること。
  - 二十四 児童の健全育成に関すること。
  - 二十五 母子家庭の福祉の向上に関すること。
  - 二十六 寡婦の福祉の向上に関すること。
  - 二十七 父子家庭の福祉の向上に関すること。
  - 二十八 青少年対策及び男女共同参画に関すること。
  - 二十九 使用料及び手数料の徴収に関すること。(調定調書の作成等に係るものを除く。)
  - 三十 同和対策経過措置事業に関すること。
  - 三十一 地方改善事業に関すること。
  - 三十二 社会福祉事業団体の指導に関すること。
  - 三十三 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関すること。
  - 三十四 市町村青少年問題協議会の指導に関すること。
  - 三十五 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。
- 第二十六条第五項厚生環境局の部福祉課の項を削り、同条第五項農林局の部農村振興課の項第三号中「総務局企画調整課」を「総務局総務課」に改め、同項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号及び第十八号を削り、同項第十九号中「農村青少年等」を「新規就農者等」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号を第十七号とし、第二十一号から第三十三号までを三号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、第三十五号を第三十一号とし、第三十六号から第四十号までを四号ずつ繰り上げ、同条第五項建設局の部用地第一課及び用地第二課の項中「用地第一課及び用地第二課」を「用地課」に改め、同部工務第一課及び工務第二課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第六項総務局の部総務課の項中第十一号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 十四 地域における課題に係る連絡調整に関すること。
- 第二十六条第六項総務局の部総務課の項中第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 十一 管内市町への権限移譲の推進に関すること。
- 第二十六条第六項総務局の部総務課の項中第八号を第十号とし、第二号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。
- 二 所内の総合調整に関すること。
  - 三 所内調整会議に関すること。
- 第二十六条第六項総務局の部企画調整課の項を削り、同条第六項厚生環境局の部厚生推進課の項各号を次のように改める。

- 一 一局の総合調整及び他局との連絡調整に関する事。
- 二 地域支援方策の総合的企画調整に関する事。（総務局総務課の所掌に属するものを除く。）
- 三 保健・医療・福祉の総合相談に関する事。
- 四 保健・医療・福祉に係る計画に関する事。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 五 社会福祉法、民生委員法、災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する事。
- 六 介護保険法に関する事。
- 七 老人福祉法に関する事。
- 八 児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者自立支援法に関する事。
- 九 戦傷病者特別援護法に関する事。
- 十 生活保護法に関する事。
- 十一 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する事。
- 十二 売春防止法に関する事。
- 十三 児童手当法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事。
- 十四 広島県青少年健全育成条例に関する事。
- 十五 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関する事。
- 十六 人権啓発に関する事。
- 十七 保健福祉関係情報サービスに関する事。
- 十八 福祉統計に関する事。
- 十九 老人福祉施設に関する事。
- 二十 地域福祉活動の推進に関する事。
- 二十一 社会福祉思想の普及啓発に関する事。
- 二十二 社会福祉の現業活動に関する事。
- 二十三 心身障害者の扶養共済に関する事。
- 二十四 児童の健全育成に関する事。
- 二十五 母子家庭の福祉の向上に関する事。
- 二十六 寡婦の福祉の向上に関する事。
- 二十七 父子家庭の福祉の向上に関する事。
- 二十八 青少年対策及び男女共同参画に関する事。
- 二十九 使用料及び手数料の徴収に関する事。（調定調書の作成等に係るものを除

く。)

- 三十 同和对策経過措置事業に関する事。
- 三十一 地方改善事業に関する事。
- 三十二 社会福祉事業団体の指導に関する事。
- 三十三 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関する事。
- 三十四 市町村青少年問題協議会の指導に関する事。
- 三十五 前各号のほか、他課の所掌に属しない事。

第二十六条第六項厚生環境局の福祉課の項を削り、同条第六項農林局の部農村振興課の項第三号中「総務局企画調整課」を「総務局総務課」に改め、同項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号及び第十八号を削り、同項第十九号中「農村青少年等」を「新規就農者等」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号を第十七号とし、第二十一号から第三十二号までを三号ずつ繰り上げ、同項第三十三号中「林務第二課」を「林務課」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第三十四号を削り、第三十五号を第三十一号とし、第三十六号から第四十号までを四号ずつ繰り上げ、同部林務第一課の項を次のように改める。

#### 林務課

- 一 森林計画の運営に関する事。
- 二 市町村森林整備計画及び森林施業計画の推進に関する事。
- 三 森林整備地域活動支援事業の推進に関する事。
- 四 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
- 五 入会林野等の高度利用に関する事。
- 六 林業金融に関する事。
- 七 林業に関する情報の収集及び管理に関する事。
- 八 林産物の生産及び流通に関する事。
- 九 民有林の開発規制に関する事。
- 十 民有林の造林指導に関する事。
- 十一 造林用の種苗に関する事。
- 十二 治山事業に関する事。
- 十三 森林に係る地すべり防止区域の管理及び工事に関する事。
- 十四 保安林及び保安施設地区に関する事。
- 十五 広島県土砂の適正処理に関する条例に関する事。
- 十六 林道事業に関する事。
- 十七 森林居住環境整備事業の推進に関する事。
- 十八 間伐促進事業に関する事。
- 十九 自然保護に関する事。
- 二十 自然環境保全地域等の指定及び保全管理に関する事。

- 二十一 広島県みどりと景観の基金に属する財産の管理に関する事。
- 二十二 自然公園及び長距離自然歩道に関する事。
- 二十三 緑化に関する事。
- 二十四 森林病虫害等の防除に関する事。
- 二十五 森林火災予防の指導に関する事。
- 二十六 鳥獣保護及び狩猟に関する事。
- 二十七 森林国営保険に関する事。
- 二十八 大規模林業圏開発事業に関する事。
- 二十九 前各号のほか、林業の指導及び奨励に関する事。
- 第三十 第二十六条第六項農林局の部林務第二課の項を削り、同条第六項建設局の部管理課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同部工務第一課及び工務第二課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第七項総務局の部総務課の項中第十一号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 第三十一 十四 地域における課題に係る連絡調整に関する事。
- 第三十二 第二十六条第七項総務局の部総務課の項中第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 第三十三 十一 管内市町への権限移譲の推進に関する事。
- 第三十四 第二十六条第七項総務局の部総務課の項中第八号を第十号とし、第二号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。
- 第三十五 二 所内の総合調整に関する事。
- 第三十六 三 所内調整会議に関する事。
- 第三十七 第二十六条第七項総務局の部企画調整課の項を削り、同条第七項厚生環境局の部厚生推進課の項各号を次のように改める。
- 第三十八 一 局の総合調整及び他局との連絡調整に関する事。
- 第三十九 二 地域支援方策の総合的企画調整に関する事。（総務局総務課の所掌に属するものを除く。）
- 第四十 三 保健・医療・福祉の総合相談に関する事。
- 第四十一 四 保健・医療・福祉に係る計画に関する事。（他課の所掌に属するものを除く。）
- 第四十二 五 社会福祉法、民生委員法、災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する法律、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する事。
- 第四十三 六 介護保険法に関する事。
- 第四十四 七 老人福祉法に関する事。
- 第四十五 八 児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障

- 害者自立支援法に関すること。
- 九 戦傷病者特別援護法に関すること。
- 十 生活保護法に関すること。
- 十一 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること。
- 十二 売春防止法に関すること。
- 十三 児童手当法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。
- 十四 広島県青少年健全育成条例に関すること。
- 十五 旧軍人、軍属等の叙位及び叙勲に関すること。
- 十六 人権啓発に関すること。
- 十七 保健福祉関係情報サービスに関すること。
- 十八 福祉統計に関すること。
- 十九 老人福祉施設に関すること。
- 二十 地域福祉活動の推進に関すること。
- 二十一 社会福祉思想の普及啓発に関すること。
- 二十二 社会福祉の現業活動に関すること。
- 二十三 心身障害者の扶養共済に関すること。
- 二十四 児童の健全育成に関すること。
- 二十五 母子家庭の福祉の向上に関すること。
- 二十六 寡婦の福祉の向上に関すること。
- 二十七 父子家庭の福祉の向上に関すること。
- 二十八 青少年対策及び男女共同参画に関すること。
- 二十九 使用料及び手数料の徴収に関すること。 (調定調書の作成等に係るものを除く。)
- 三十 同和对策経過措置事業に関すること。
- 三十一 地方改善事業に関すること。
- 三十二 社会福祉事業団体の指導に関すること。
- 三十三 地域保健に関する思想の普及に係る福祉関係団体等との調整に関すること。
- 三十四 市町村青少年問題協議会の指導に関すること。
- 三十五 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。
- 第二十六条第七項厚生環境局の部福祉課の項を削り、同条第七項農林局の部農村振興課の項第三号中「総務局企画調整課」を「総務局総務課」に改め、同項第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号及び第十八号を削り、同項第十九号中「農村青少年等」を「新規就農者等」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号を第十七号とし、第二十一号から第三十三号までを三号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、第三十五号を第三十一号とし、第三十六号から第四十号までを四号ずつ繰り上げ、同条第七項建設局の部工務課の項

第五号を削る。

第二十九条の表広島県広島地域事務所建設局廿日市支局の部工務課の項中「工務第三係」を削り、同部建築課の項中「審査係、検査指導係」を「建築住宅係」に改め、同表広島県備北地域事務所建設局庄原支局の部用地課の項中「用地第一係、用地第二係」を「用地係」に改め、同部工務課の項中「工務第三係」を削る。

第三十条第二項厚生推進課の項第三号中「総務局企画調整課」を「総務局総務課」に改め、同条第三項管理課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項工務課の項第五号を削り、同条第四項工務課の項第五号を削り、同条第五項農村振興課の項第三号中「総務局企画調整課」を「総務局総務課」に改め、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号及び第十八号を削り、同項第十九号中「農村青少年等」を「新規就農者等」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号を第十七号とし、第二十一号から第三十三号までを三号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、第三十五号を第三十一号とし、第三十六号から第四十号までを四号ずつ繰り上げ、同条第六項管理課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項工務課の項第五号を削る。

第三十三条の表以外の部分中「山田川ダム」を削り、同条の表中

「広島県尾三地域事務所建設局	広島県尾三地域事務所建設局山田川ダム管理事務所	世羅郡世羅町	を削る。
----------------	-------------------------	--------	------

第三十八条厚生推進課の項第七号中「総務局企画調整課」を「総務局総務課」に改め、同条保健課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号の前に次の一号を加える。

二十一 肝炎対策に関すること。

第四十三条広島県広島地域保健所海田分室の部保健課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号の前に次の一号を加える。

二十一 肝炎対策に関すること。

第六十九条の表工務課の項中「工務第三係」を削る。

第三章第三節第一款及び第一款の二を次のように改める。

#### 第一款 消防学校

(設置)

第八十五条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第五十一条の規定により、広島県消防学校（以下「消防学校」という。）を置く。

2 消防学校の位置は、広島市安佐北区倉掛二丁目とする。

(所掌事務)

第八十六条 消防学校は、次に掲げる事務を分掌する。

一 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練に関すること。

二 消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究に関すること。

(内部組織)

第八十七条 消防学校に次の課を置く。

総務課

教務課

(各課の分掌事務)

第八十八条 消防学校の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 校の庶務に関すること。
  - 二 教育訓練計画の調整に関すること。
  - 三 学生の入退校及び修了に関すること。
  - 四 宿泊施設の運営に関すること。
  - 五 前各号のほか、教務課の所掌に属しないこと。
- 教務課
- 一 教育訓練計画の立案に関すること。
  - 二 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練の実施に関すること。
  - 三 学生の生活指導に関すること。
  - 四 教育訓練の内容及び方法の調査研究に関すること。
  - 五 教育訓練に関する資料の収集、整理及び保存に関すること。
  - 六 教育訓練についての関係機関に対する協力及び技術的助言に関すること。

第一款の二 東京事務所

(設置)

第八十八条の二 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡を図るため、広島県東京事務所(以下「東京事務所」という。)を置く。

2 東京事務所の位置は、東京都港区虎ノ門一丁目とする。

(所掌事務)

第八十八条の三 東京事務所は、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 県と中央官庁等との間における事務の推進及び連絡に関すること。
- 二 県政の運営に関する必要な事項の調査及び資料の整備に関すること。
- 2 東京事務所は、前項に規定する事務のほか、前項に掲げる事務に相当する県教育委員会からの委任事務に関することを分掌する。
- 3 東京事務所は、前二項に規定する事務のほか、県内産業の振興に資する情報の収集及び提供に関する事務、企業立地に関し本県と関係方面との間における事務の推進及び連絡に関する事務並びに本県観光地の宣伝及び紹介に関する業務を行い、並びに別に定めるところにより公舎の管理及び広島県東京職員寮に関する事務を分掌する。

(内部組織)



第八十八条の四 東京事務所に次の課を置く。

総務課

文教課

企画課

環境県民課

健康福祉課

商工労働課

農林水産課

土木課

(各課の分掌事務)

第八十八条の五 東京事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一 所の庶務に関すること。

二 第八十八条の三第一項各号に掲げる事務のうち、他課の所掌に属しないものに関すること。

三 公舎の管理に関すること。

四 広島県東京職員寮に関すること。

五 前各号のほか、他課の所掌に属しないこと。

文教課

第八十八条の三第一項各号に掲げる事務のうち、環境県民局総務管理部学事課の所掌に係るものに関すること及び同条第二項に規定する事務に関すること。

企画課

第八十八条の三第一項各号に掲げる事務のうち、企画振興局の所掌事務に係るものに関すること。

環境県民課

第八十八条の三第一項各号に掲げる事務のうち、環境県民局(総務管理部学事課の所掌に属するものを除く。)の所掌事務に係るものに関すること。

健康福祉課

第八十八条の三第一項各号に掲げる事務のうち、健康福祉局の所掌事務に係るものに関すること。

商工労働課

第八十八条の三第一項各号に掲げる事務のうち、商工労働局の所掌事務に係るものに関すること。

農林水産課

第八十八条の三第一項各号に掲げる事務のうち、農林水産局の所掌事務に係るものに関すること。

土木課

第八十八条の三第一項各号に掲げる事務のうち、土木局及び都市局の所掌事務に係るものに関する事。

第三章第三節第三款及び第四款を次のように改める。

第三款及び第四款 削除

第九十三条から第九十六条まで 削除

「第三百三十一条の四第二項の表以外の部分中「広島牛改良センター」を「凍結含浸プロジェクトチーム」に改め、同項の表中

食品工業技術センター	技術支援部 生物利用研究部 食品加工研究部	広島市南区比治山本町
------------	-----------------------------	------------

を

食品工業技術センター	技術支援部 生物利用研究部 食品加工研究部 凍結含浸プロジェクトチーム	広島市南区比治山本町
------------	--	------------

に

改め、

「広島牛改良センター	神石郡神石高原町	を削る。
------------	----------	------

第三百三十一条の五第二項保健環境センターの部総務企画部の項第四号を次のように改める。

四 大気汚染防止法第二十二條第一項の規定による常時監視に係る測定施設の管理に関する事。

第三百三十一条の五第二項保健環境センターの部総務企画部の項第五号を削り、同項第六号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項食品工業技術センターの項に次のように加える。

凍結含浸プロジェクトチーム

一 凍結含浸技術に係る試験研究及び技術指導等に関する事。  
二 凍結含浸技術に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関する事。

第三百三十一条の五第二項畜産技術センターの部を次のように改める。

畜産技術センター

総務部

総務課

一 畜産技術センターの庶務に関する事。  
二 前号のほか、他の部及び課の所掌に属しない事。

業務課

一 畜産作業及び家畜の飼養管理並びに畜産作業用資材、試験用器具及びほ場の

管理に関すること。

- 二 副産物の管理及び処分に関すること。
- 三 種畜の配布に関すること。

#### 技術支援部

一 試験研究に係る企画及び総合調整に関すること。(畜産技術センターの所掌に属するものに限る。次号から第五号までにおいて同じ。)

二 技術支援に関すること。

三 研究成果の技術移転に関すること。

四 共同研究の推進に関すること。

五 技術情報の収集、管理及び提供に関すること。

#### 飼養技術研究部

一 乳用牛、肉用牛等に係る試験研究及び技術指導に関すること。

二 牛乳及び牛肉の加工、利用及び貯蔵に係る試験研究及び技術指導に関すること。

三 草地の造成及び管理並びに飼料作物の栽培及び貯蔵に係る試験研究並びに技術指導に関すること。

四 畜産環境の保全に係る試験研究及び技術指導に関すること。

#### 育種繁殖研究部

一 家畜分野におけるバイオテクノロジーの開発、応用及び育種に係る試験研究及び技術指導に関すること。

二 肉用牛の改良及び能力の検定に関すること。

三 肉用牛の受精卵及び人工授精用精液の配布に関すること。

第一百七十七条の表県立広島病院の項中「内分泌・腎臓内科」を「内分泌内科」に、「透

析・移植外科」を「腎臓内科  
透析・移植外科」に改める。

第二十一条の三に次の一号を加える。

四 広島県立技術短期大学の学生の募集、選考等に関すること。(広島県立広島高等技術専門校に限る。)

第二十一条の五広島県立広島高等技術専門校、広島県立呉高等技術専門校及び広島県立福山高等技術専門校の部訓練第一課及び訓練第二課の項に次の一号を加える。

九 広島県立技術短期大学の訓練計画並びに学生の募集、選考及び入学に関すること。(広島県立広島高等技術専門校に限る。)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。